

## 令和4年度第1回亀岡市情報公開・個人情報保護審議会（8月24日開催）議事録

（事務局）

定刻になりましたので、ただ今から亀岡市情報公開・個人情報保護審議会を開催させていただきます。委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。それでは、審議会の開会にあたりまして、見上会長からご挨拶をいただきます。

（会長）

おはようございます。朝早くからお集まりいただきありがとうございます。本日は、国の個人情報に関する法律が変わりまして、その関係で、市における条例についても見直す必要があるということで、その内容を中心にご審議いただくということでございます。

個人情報の保護に関しましては、各地方公共団体がそれぞれ独自の努力をして、これまでいろいろな蓄積、或いは経験を持ってきたわけでございますが、一括して国の方で大きな柱を作り変えるということがありましたので、それにどのように対応するのかということが焦点になるわけでございます。そういう点に関する亀岡市での対応につきまして、委員の皆様方の様々なご意見をうかがうことができればと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それとあわせて、もう1件報告事項があるようでございますので、その2件につきまして、ご審議をよろしくお願ひいたします。

（事務局）

ありがとうございました。本日の会議につきましては、委員8名のうち、出席者5名、欠席者3名ということで、審議会条例第5条第2項の規定によりまして、過半数の出席を経ておりますので、本審議会の成立を報告させていただきます。

また、本日の会議は公開としまして、傍聴席を設けており、本日の議事録につきましては、会議要旨を市のホームページ、また1階の市民情報コーナーに公表する予定としておりますので、ご了承をお願いいたします。

皆様のお手元にすでに諮問書の写しを配付させていただいております。個人情報保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度、また、情報公開制度の見直しについて、諮問をさせていただきますので、ご審議を賜りたく存じます。よろしくお願ひいたします。

それでは以降につきましては、審議会条例第5条第1項の規定によりまして、見上会長に議長としての進行をよろしくお願ひいたします。

（議長）

それでは改めましてよろしくお願ひ申し上げます。まず、諮問事項に係る案件でございます。個人情報保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度及び情報公開制度の見直しについて、まず事務局からご説明をお願いいたします。

（事務局）

《資料P1～5に基づき改正概要の説明》

(議長)

ありがとうございました。法律改正の趣旨と概要について、事務局からご説明いただきました。この後、個々の改正のポイントについては、改めて事務局からご説明いただく予定ですが、大きな話をざっと流して説明されたので、なかなかご理解の難しい部分もあるかと思います。個々に地方公共団体で個人情報保護条例を作ってきたわけですが、国の法律が、地方公共団体の制度に対して、改正をせまるような改正をしたことで、地方公共団体としてはそれに対する対応を考えていかなければいけないという、そういう段階であります。

中身につきましては、6点ございますということで、今までのご説明で何かあれば、また後でお聞きしますので個別の説明に進んでもよろしいでしょうか。

それではまず、改正法の中身につきまして、事務局からご説明をお願いします。

(事務局)

《資料P6～7に基づき個人情報の定義について説明》

(議長)

まず、個人情報とは何かということにつきまして、亀岡市の条例で定めていた文言と国の法律では少し違うとご理解いただけたと思うのですが、保護する範囲が国の方が狭くなります。要するに、死亡した人までも、亀岡市の場合は保護の対象として見ていましたが、国の法律は、それは形式上外すとなっています。それから照合をしたら誰かわかるということについて、容易に照合できるか、「容易」という言葉があるかないかで、考え方によってはその違いが出てくることがあるわけで、言い方は難しいですが、国の方が少しゆるめた規定を置いてきたということであります。

ただ、今のご説明では、亀岡市の従来の判断の仕方からすると、ここは大きく変わらないのではないかと、そういう運用ができるのではないかという方向でご説明をいただいたということでございます。

この点につきまして、何か、ご意見、ご感想等ございますでしょうか。

(委員)

個人情報の定義の中で、法律の場合は生存する個人、市の条例の場合は、死亡した人も含まれるということですけれども、そこが少し分かりにくかったので、もう一度、わかりやすくその部分の解釈で説明をしていただけるとありがたいのですが。

(議長)

死亡した人の情報を保護するという場合には、例えば、私の父親が亡くなっていてその父親の情報が見たいとなったときに、それが保護の対象ではなくていくらでも見れるということになると、遺伝が要因の病気で死亡したというような場合に、父親の情報を出しきえすれば、その子どもに遺伝で同じ病気があるかどうか、わかりやすくなる可能性が高いわけです。父親が、遺伝が原因で亡くなるような病気で死亡した、そうすると、今生きている私にとってもその遺伝がある可能性が高いということになるわけです。つまり、父親の情報を見ることによって、本人の情報を

見なくても、その人がどの病気の可能性が高いかどうか判断しやすいということになつて、そうすると、本人の情報について保護したことにはなりにくいというか、そういうことが可能性として出てくるわけですね。

ですから、死亡した人の情報について、何が原因で死亡したのか、いろいろな情報がありますから、それについても保護しておいた方が、生存している個人の情報の保護としては、より手厚いというのが、亀岡市的な規定の意味なわけです。これに対して死亡した人を外してしまうと、死亡した人の情報から推測して、生存している特定の個人についての情報を知りやすい、推測しやすいといった問題が起こつてくるということで、要するに死亡した人を入れるか入れないかについて言うと、保護範囲が狭いか広いかという問題が起こってきます。

(委員)

つまりは、市の条例の方が、個人情報の保護範囲としては、上回っているからいいう考え方、そういう意味ですね。

(議長)

はい。ご説明であったのは、法改正のようになったとしても、結局は具体的な判断の場合において、生存する個人についての情報として識別ができる場合には、その点については、慎重な判断をするように求められているので、具体的には影響がないという話であったと思いますが、もう一度そのあたりご説明いただきます。

(事務局)

開示請求を行う場合の個人情報の取扱いで、死者からの個人情報の請求というのは基本的でないということで、そうなりますと、請求される遺族の方と亡くなられた方との個人情報であるということが、同時に確認できるような内容であれば、今も開示を実施しているという状況ですので、そういった意味では、運用上に影響はないものと考えております。

(議長)

言い方を変えると、法律の規定が入ってきて形式上は緩くなるわけですけれども、具体的な現場の判断として、今までと変わった判断にはならないだろうという見込みであるということですね。

じゃあなぜ国がわざわざこのような法律の改正をするのかという問題があちこち地方公共団体で指摘されておりますけれども、各地方公共団体がこれまでの努力で制度化してきた運用でいけば、そんなに困ったことにはならないのではないかという意見もあります。実際に動き出さないとわからない部分もあるかと思いますが、そんなに心配しなくていいというのが、事務局のご判断だというふうに思います。

その他、今の点につきまして何かご質問ござりますでしょうか。

(委員)

結論からいうと、要するに条例の改正はしないという考え方でよろしいのでしょうか。亀岡市の個人情報に関する定義の改正はしないという方向でいいということを考えたらよいのですか。

(事務局)

国の改正法に基づいて運用することになりますので、定義については改正法に準じるという形で、条例に規定をしようと思っております。

(委員)

改正するということですね。実体としては、現行の条例は廃止して、新たに法律の施行条例を制定するということになるということではないのですか。

(事務局)

はい。そういうことです。全て法律に規定されますので、法律から委任された内容について、法律の施行条例いう形で制定する予定をしております。

(議長)

ですから、言葉の上で見ると大きく変わるように見えるけれども、亀岡市がそれを受けて行う現場としての対応においては、従来と変わらない運用でいけるのではないかというのが、事務局の判断であるということでございます。これでよろしいでしょうか。

もう一つ容易にというのがありますけれども、容易に識別できるかどうかということと、よく調べたらわかるというもので、言葉で言えば違いがありますが、これも今までの運用と変えなければそう変わることはないというのが事務局としての見方であります。

次の話に進みたいと思います。事務局より説明をお願いします。

(事務局)

《資料P8～13に基づき施行条例で定める必要がある事項について説明》

(議長)

ありがとうございます。ポイントは3つありますて、まず情報開示請求の手数料の話が一つです。これは単純明快な話でございまして、従来、亀岡市においては手数料は取っておりませんと、実費だけいただいておりました。国の法律では手数料を取りなさいと書いてありますが、それについて実費の範囲内であれば無料にすることができると書かれておりますので、亀岡市の従来無料だったところに、手数料をいただくということはなかなか難しいのではないかという判断で、従来どおり手数料は徴収せず、実費のみ徴収するということで考えていくべきではないかというご提案だと思います。

2つ目は、行政機関等匿名加工情報という新しい言葉が出てきまして、要するに、例えば、1年間に病院で保険を使った患者さんの数のうち、国保の割合はどれくらいかというように、個人の名前は必要ないけれども、データとしては大量に出てくるというような場合において、個人名を無くしてそのデータ部分だけを大量に欲しいといった請求が出てくる可能性があると。これを行政機関等匿名加工情報と言うわけですけれども、それについての定めを今後置いていくというのがこの提案であります。それとともにその手数料を定めるということが出てきておりますが、結論としましては、先ほどご説明の最後にございましたように、亀岡市では、当面、これが出てくる可能性はないのではないかと考えていると、それから京都府下

においても、この制度を導入しそうなところは今のところないということで、ひとまず現段階では対応しないというご判断でよろしいですかね。

(事務局)

今ご説明いただいたように、ひとまず当初は見送りさせていただいて、実際にそういう声が出てきましたら、また条例を改正し、手数料を決めていくという方向で今のところは考えております。

(議長)

ですので、一般的な開示請求について、従来どおり法改正後も手数料は徴収せず、実費だけいただくというのが、今回のご提案の中身になります。

何かご質問ござりますでしょうか。

(委員)

13ページの③に匿名加工業を委託する場合の手数料云々と書かれており、匿名加工業を委託するということは、個人情報を業者に委託して、いわゆる加工業をしてもらうといった意味になるのだろうと思うのですが、その場合の個人情報の取扱いについて、どういった形でその加工業を委託するのか、もしその辺りの考えがあるのであれば教えていただきたい。

(事務局)

国のガイドラインにも記載されていたとは思いますが、事業者に委託する場合にはもちろん契約等を行うわけですけれども、契約の中で、個人情報の取扱いに関する特記事項など、その辺りの整理を行った上で、きっちりと特記仕様書等に明記して委託を行う必要があるというように考えております。

(議長)

今の委員のご質問には、個人情報保護にとっては根本的な問題となるところでありますし、この大量のデータが、業者に無条件で出されるということになつてはならないはずですので、おそらく慎重な手続きが要るのだろうということだと思います。この点はまた、制度導入のときに考える必要があるかと思います。

(委員)

今もお話をありましたようにテレビなんかを見ていますと、いろいろ情報の流出が民間の方でもたくさんありますので、そういうことが亀岡市であつてはならないと思いますので、今の内容、やはり議長がおっしゃったように慎重にしていただきたいなと思っております。

(議長)

今回の法改正は、地方公共団体ではあまり必要ないわけですけれども、国の方では、そういうデータの取扱いを容易にしようという方向性が今回の改正では見られるということです。ただ、地方公共団体がそれに付き合う必要はないわけで、亀岡市の制度としては、今回はまだそこまで立ち入る必要はないという判断のようあります。

その他、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、続けて事務局から次のポイントのご説明をお願いします。

(事務局)

《資料P14~21に基づき施行条例で定めることができる事項①~③について説明》

(議長)

ありがとうございます。個別の定めにかかる内容でございます。

最初の要配慮個人情報という個人情報の管理に際して配慮しないといけない、いわゆるセンシティブな情報についてどのように書くのかという話でありますけれども、地方公共団体の中には、かなり細かい規定を置いているところがあるわけです。今回の法律の改正が、各団体でバラバラなものをできるだけ統一的に見ようということが趣旨でございます。

結論的に言いますと、今ご説明いただいたように、資料17ページにある亀岡市の個人情報保護条例の第8条の(1)から(2)で「思想、信条及び宗教に関する個人情報」、それから「社会的差別の原因となるおそれのある個人情報」と規定しており、総合的に押さえてありますから、もうこれで十分ではないかというのが、事務局の方向性の判断ではないかと思います。

各地方公共団体で書かれているいろいろな定めも、結局はこの思想、信条及び宗教に関する個人情報及び社会的差別の原因となるおそれのある個人情報に含まれますので、そこを判断していけば十分で、それ以上にややこしい文言を付け加える必要はないのではないかというご提案があったという理解かと思います。

それから2番目の情報公開条例との整合性の話でありますと、亀岡市の保護条例との違いについて言うと、国の法律では、関係する公務員個人の氏名を出さなくともいいと書いてありますが、亀岡市については、その点も公開の対象になると書いてあるという違いがあります。今回の改正にあたって、国に合わせて公務員の氏名も隠してよいとはなかなか変更しにくい部分もあるので、亀岡市としては従来どおりの条例の内容で考えていったらどうかというご提案です。

3番目は、情報開示の手続きの期間の話でありますと、最大60日というのは、法律も亀岡市の条例も変わりがありませんが、亀岡市の方は14日以内に開示しなさいと書いてある、そして、今回の法律では30日と書いてあり、期間が伸ばしてあるわけです。でもこれも市民との関係でいうと、期間の短い従来の亀岡市の条例の方が、市民保護に手厚いのではないかということで、この方向性を変える必要はないというご提案になるかと。ざっくり言うとその3点かと思います。

これらにつきまして何かご意見等ございますでしょうか。

(委員)

今の説明の中で、現在14日で延長を含めると最大60日を限度にしている開示決定期間を、今回の改正を受けて、亀岡市では当初14日以内、延長30日の最大44日に短縮するという説明をされました。事務をする上でそれだけ期間が短くなると大変だろうなという思いはあります、請求される側としては、当然早く決定を見たいということもあると思いますので、短縮する部分については非常によいことだと思います。

(事務局)

今、委員がおっしゃっていただいたとおりでございまして、開示請求後できるだけ早く開示するということがまず1点と、実績につきましても、期間を延長する案件は年に1件あるかないかぐらいで、これまでもほとんどが14日以内に開示実施をさせていただいている状況です。これらも踏まえまして、一応、改正法では当初30日、延長30日の最大60日が限度となっておりますけれども、亀岡市としましては、先ほどご説明しましたように、当初14日、延長30日の最大44日以内で整理させていただきたいと考えているところです。

(議長)

他に何かございますでしょうか。

(委員)

情報公開条例との整合性の関係で、この考え方としては、公務員の氏名についても公開対象になるという点で、市条例の方が法律よりも透明性が高いからそれを維持するという考え方でよろしいのでしょうか。

(議長)

そういうことになるでしょうね。

(事務局)

今回の法改正を受けてあえて隠す必要はないだろうという考えです。

(議長)

だから国の法律では、国の公務員については、氏名は隠しますよということです。これも、事務局お褒めいただいたわけですね。

その他よろしいでしょうか。

それではあと2点説明が残っておりますので、事務局からご説明願います。

(事務局)

《資料P22～30に基づき施行条例で定めることができる事項④～⑤について説明》

(議長)

ありがとうございます。今回の法律改正の大きな目玉の一つで、個人情報ファイル簿というものの作成・公表が義務付けられるというものです。

亀岡市においては、これまでから個人情報取扱事務登録簿というのを作つて個別に公開対象にしているわけですけれども、資料25ページにも書かれているとおり、個人情報ファイル簿というものは別になってくるわけです。法律でいう個人情報ファイル簿とは、あくまで本人の数が1,000人以上のものをいいますが、1,000人未満の個人情報ファイルについても、資料23ページの下に、法の趣旨に反しない限りは、作成・公表することは妨げられませんと書かれており、この辺りをどうしていこうかという話かと思います。

もう1点は審議会のあり方について、一番のポイントは29ページの下から2行目に赤字で書いてあるオンライン結合制限や目的外利用制限などについては、審議会

へ諮問することは、法施行条例で定めることは認められませんというように書いてありますので、個別にこういうことを判断することは、一応自治体には認められないという方向性が、改正法では出されているように見えるわけです。じゃあ審議会は何をするのかということについては、資料30ページの個人情報保護法施行条例案で、個人情報の適正な取扱いを確保するために専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときには、諮問することができると、こういう方向で、少し総論的に考えたらどうかという、そういう説明になるところでございます。この辺り国の法律が地方公共団体の制度に被せてくるようなことがここでは言われているわけで、この辺りをどう判断するかということで、法律で書いてある以上仕方がないというところもございますので、先ほどからのご提案があったとおりでございます。

何かご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(委員)

国の制度に基づいて改正するのはやむを得ないと思いますが、現在の亀岡市のこの審議会のあり方と、国の個人情報保護委員会との関係性という意味で、資料3ページの一番下の※印の欄に、地方公共団体の個人情報の取扱い等に関し、個人情報保護委員会に必要な情報提供または助言を求めることが可能だと書かれています。いわゆる何か制度上複雑なことがあれば、保護委員会に問い合わせしなさいよということかと思いますが、事務処理上大変ではないかなと気がしていて、これまで単純に審議会に諮れば事足りていたことが、今後は分からなければ保護委員会に聞きなさいと、こういう流れの話かなというように思うのですが、ちょっとそこの確認だけしておきたいなと思います。

(事務局)

今、委員さんがおっしゃったとおり、国のガイドラインや事務対応ガイドも出ておりまして、それらと法律に基づいてやるという趣旨ですけれども、分からなかつたら、国の個人情報保護委員会にいろいろな意見とか助言を求めるなさいという趣旨になっております。ただ、ガイドライン等も、あくまで助言というふうに思っておりますし、個々いろいろな難しい判断が出てくると思いますので、その辺も含めまして、第三者的にこの審議会でも、またお世話になって様々ご意見をお聞きしたいというのが、一応事務局の考え方でございます。

(議長)

今の点はですね、2000年に地方分権改革というのが行われまして、建前としては国と地方は対等だということになって、国から地方に対して指示とかはできないという建て付けが一応決まったわけです。この間、そういう建前はなし崩し的に何となく崩れつつありますけれども、制度としては、国と地方対等ですと。ですから、この建て付けは、地方から聞いてくれば、国の個人情報保護委員会がそれに対しているいろいろな助言をするよという仕組みになっているということですね。

ですから、委員のおっしゃるように、地方の方がどれだけちゃんとやっていくかということも鍵かなというふうに思うところで、国の方も大変微妙な言い方をして出してきている制度かなというふうに感じております。

(委員)

今の話ですけど、やはり今まで審議会でいろいろ個別案件を審議してきたわけです。審議会と国の個人情報保護委員会との関係を今お話なさったわけですけど、今後も、個別案件を審議会で審議する必要が出てきて、同じことを国にも聞くことになるのでしょうか。

(議長)

資料 29 ページの書き方を見ると類型的にとあって、これは常にやりますよということを定めてはいけないというふうに書いてあるので、個別案件として、審議会の意見を聞くということまで現実的に妨げられるわけではないだろうというように思っています。

その他、ご質問ございますでしょうか。

いくつか重要な論点をご説明いただいて、且つ大変貴重なご意見を賜りました。今年度中にこれを条例として制定する必要があるようでございまして、近いうちにこの審議会で条文案についてもご検討いただく必要があるというご判断のようございますので、その辺り事務局から少しご説明いただければと思います。

(事務局)

本日ご審議いただいた内容を踏まえまして、条例案を作成する予定にしております。一応事務局でスケジュールとして考えておりますのは、10月5日または6日のどちらかの日にちで、再度委員様に集まっていただきまして、ご審議をいただきたいというふうに考えております。

そこでご審議いただきまして、12月議会に上程という形で、今のところは予定をしております。

(議長)

はい。ということで今お話のありましたとおり、10月の初めのどちらかの日付で、再度審議会を開催したいということのようございますので、ご予定をしといていただければありがたいと思います。

とりあえず、そしたら最初の議題であります個人情報保護法改正に伴っての今後の条例のあり方に関する議題については締めさせていただきたいと思います。

それでは、次に報告事項に移りたいと思いますので、ご説明をよろしくお願ひいたします。

(担当課)

《資料 P31 に基づき京都府事業「子育て家庭記入支援事業」について説明》

(議長)

この件については、事前に事務局とお話をさせていただいたなぜ報告をさせていただいたかというと、今ご説明の中でもございましたように、京都府の方から案内を送付するためのデータがほしいと、それも業者に直接提出してほしいというような依頼がありましたので、市独自に個人情報の保護にも資するような方向での対応をしていただくという判断で、京都府へのデータ提供は行わず、宛名ラベルを作成し、市で封入作業をした上で案内を発送するという対応をいただいたという

ことでございます。

ですから、そういうことで独自の対応をしていただいたということでありますけれども、個人情報の保護の観点からいうと、市としては独自に、そこに網をかけて対応しているということのご報告になろうかと思います。

この点につきまして何かご質問等ございますでしょうか。

(委員)

申請の方法としてはオンライン申請と紙での申請との申請期間が示されておりますけれども、宛名ラベルを使用した方法となりますと、オンライン申請を亀岡市は使わないということでしょうか。

(担当課)

こちらの案内文にありますように申請の方法といたしましては、オンラインでもできるというご案内はさせていただいています。

ただし、封筒に入っております中には、紙の申請書も入れておりますので、申請書を返送する方法もしくはオンラインでの申請、どちらでもできるという方法をとっているところです。

(委員)

府のホームページには、この情報は掲載されていますよね。従って、市の方から封書が来るまでに申請するということも可能ですよね。その場合の照合はどのようにされるのですか。

(担当課)

京都府の方で、オンライン申請と郵送での申請の重複等がないかどうかということを確認されてから、図書カードをお送りするというふうに聞いているところです。

(議長)

ですから、申請がオンラインでくるか、郵送でくるかというのがあって、一定の審査期間が設けられていて、申請があったら直ちに図書カードが送られるわけではないということですか。

(担当課)

そうですね。詳細は聞いておりませんが、おそらく、1件1件重複がないかは確認をして、突合されて、送られるということになるかと思います。

(委員)

申請のあった住所や名前は何と突合されるのでしょうか。オンラインで申請する場合、京都府か亀岡市どちらに申請することになるのでしょうか。

(担当課)

オンライン申請も紙申請も、すべて京都府に申請となります。亀岡市は、案内を郵送しただけで、図書カードの配布については、京都府がすべて行うことになります。

す。

(委員)

京都府は申請のあった住所や名前を何と突合されるのでしょうか。対象者であるかどうかという確認はどうされるのかなと。

(担当課)

対象者かどうかという点については、生年月日等の確認がとれるものとして、健保証または医療費受給者証を添付書類として申請されますので、そこで生年月日等の確認をされるということになります。

(委員)

ということは、突合のために亀岡市から京都府に情報を提供するということではないということですね。

(担当課)

はい、そうです。

(議長)

その他よろしいでしょうか。

最初の方の議題に関しまして、もしご質問とかご意見が追加でございましたら、条文案の検討までに事務局に出ていただければ、対応できるものについては、対応させていただけるかというふうに思います。

(委員)

冒頭の挨拶の中で、業者に委託をしているというような話をされていたんですが、どのような内容の業務を委託されたのでしょうか。

(事務局)

この個人情報に係る制度については、かなり専門的な内容になりますので、なかなか市的一般職員レベルでは対応が難しいこともあります。京都府下市町村もほとんど委託をされておりまして、本市においても業者委託を行っているところです。

委託の主な内容につきましては、まず条例案の作成も含めまして、条例改正に伴いますいろいろなアドバイスやそれに伴う各種例規整備支援が1点。それと、個人情報ファイル簿の作成、これについては、条例や規則の例規検索システムとも連携させてシステム構築等が必要となることから、その辺りも含めまして委託しているというところでございます。

(議長)

今の回答でよろしいでしょうか。

(委員)

はい、わかりました。

(議長)

それでは、本日予定しておりました議題は以上でございますので、議事を終了したいと思います。

(事務局)

ありがとうございました。